

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表P F O S又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」に対する意見募集について

平成22年9月3日
総務省消防庁総務課
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課
国土交通省航空局空港部空港政策課
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室
防衛省大臣官房文書課環境対策室

平成22年7月20日(火)付けで「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表P F O S又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」に対する意見公募を行いましたところ、以下のとおり御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要、及びそれに対する6省の考え方を、下表のとおり取りまとめましたので公表いたします。

今回御意見等をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：平成22年7月20日(火)～平成22年8月18日(水)
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)、厚生労働省・経済産業省及び環境省ホームページ、窓口配布
- (3) 意見提出方法：電子メール、FAX、郵送

2. 御意見等の総数

- (1) 提出件数：1件

3. 問い合わせ先

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

TEL：03-5253-1111(内線2427)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

TEL：03-3501-1511(内線3701)

環境省 総合環境政策局 環境保健部企画課 化学物質審査室

TEL：03-3581-3351(内線6329)

	御意見の概要	御意見に対する6省の考え方
1	実火災においては、その緊急性からして汚染物回収用のシート敷き等、省令案を準用した事前対応を励行するわけにもいかないことから、非常時(実火災時あるいは誤放出等事前対応が不可能なとき)の措置に関する特段の規定(「適用除外条項」等)を追加するか、別途、通知等でその対応を周知させるべきものと思われる。	火災時の使用については、本省令の対象としておりません。 なお、誤放出等によって泡消火薬剤等が漏出した場合については、本省令第六条の規定に則って漏出処理措置をして頂くことになります。